

税金の納め忘れは ありませんか？

12月は滞納整理強化月間

皆さんから納めていただく市税や県税は、福祉・教育など住民の方々への身近な行政サービスに使われる大切な財源です。

県内の各自治体では、12月を「滞納整理強化月間」として、滞納されている方々に対し、税の公平な負担の観点から、一斉に重点的な滞納整理を行います。

納税されていない場合、財産（給与・預金等）を調査し、差し押さえすることがありますので、もう一度、納め忘れがないかお確かめください。

平成21年度甲賀市税における差押

件数	500件
本税差押額	2億7848万円
本税取立額	2445万円
主な差押財産	預貯金、不動産、給与など

県と県内全市町では、公平な税負担と税収の確保を図るため、「滋賀県地方税滞納整理機構」を設置し、連携・協働して県税と市町税の滞納整理の強化に努めています。

問い合わせ 滞納債権対策課 収納推進係

☎ 65-0682 ☎ 63-4574

中部県税事務所 甲賀納税課

☎ 63-6106 ☎ 63-0439

平成23年度から、固定資産税納付にかかる前納報奨金が廃止になります。

■前納報奨金制度とは
固定資産税は、納期が第1期（5月）から第4期（2月）までの4回となっていますが、第1期の納期限内に第2期、第3期、第4期分までの全期分を納付された場合に報奨金を交付する制度です。現在は年利率に換算すると3%に値する額を引いて納付いただけます。

■廃止の主な理由
金利の低下に加え、資力のある納税者に対する優遇制度と考えられるため廃止します。

■来年度からの納付方法
〈窓口納付の場合〉
報奨金は交付されませんが、今後も従来通り前納用と期別用の納付書を送付しますので、ご都合のよい方法で納付してください。

〈口座振替の場合〉
現時点で口座振替の振替方法が「前納」の方について、後日振替方法の変更を希望されるかどうかの調査用紙を送付しますので、期別納付へ変更を希望される方は手続きいただけますようお願いいたします。今回の振替方法の継続・変更については、金融機関への届出は必要ありません。詳しくは送付します案内をご覧ください。

平成23年度からコンビニエンスストアでの収納を開始する予定です。今後とも、納税者の皆さんの利便性の向上に努めますので、納期限内納付にご協力をお願いします。

市税及び料金の納付は、確実に便利な口座振替をご利用ください。口座振替については、市内の金融機関で手続きをお願いします。

問い合わせ 滞納債権対策課 収納推進係
☎ 65-0682 ☎ 63-4574

固定資産税前納報奨金制度廃止のお知らせ



家屋を取り壊したときは家屋滅失申請書の提出を

来年度の家屋に対する固定資産税は、平成23年1月1日に存在する家屋が対象となります。そこで平成22年中に家屋を取り壊された場合（予定されている場合を含みます）には、12月27日（月）までに「家屋滅失申請書」の提出を税務課までお願いします。

申請書の様式は、各支所地域窓口課または税務課資産税係までお申し出ください。また、ホームページにも掲載していますのでご利用ください。

なお、すでに法務局で家屋滅失の不動産登記の手続きが完了の場合には提出していただく必要はありません。ただし、今回「家屋滅失申請書」を提出いただいても、不動産登記は滅失されるものではありませんのでご注意ください。

問い合わせ 税務課 資産税係 ☎ 65-0680 ☎ 63-4574